

大和市告示第67号

大和市中企業信用保証料補助要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市長 大木 哲

大和市中企業信用保証料補助要綱の一部を改正する要綱

大和市中企業信用保証料補助要綱（平成21年大和市告示第152号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ついて」の次に「、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか」を加える。

第3条第1号中「）に基づく」を「。以下「市要綱」という。）による」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 神奈川県中小企業制度融資要綱（平成12年4月1日施行）に規定する融資制度のうち次に掲げるもの

ア 小口零細企業保証資金

イ 経営安定資金（経営支援特別融資であって次に掲げるものに限る。）

(ア) 資金繰り応援融資（為替変動等経済環境変動対応緊急支援融資）

(イ) 一般枠

ウ 小規模事業資金（小規模クイック融資（運転・設備））

エ 事業振興資金

オ ライフステージ別資金（拡大期）であって次に掲げるもの

(ア) 新たな事業展開対策融資

(イ) 経営革新支援融資

(ウ) かながわイノベーション戦略的支援融資

カ 政策連動資金（成長産業支援対策）であって次に掲げるもの

(ア) 未病関連産業融資

(イ) ロボット関連産業融資

(ウ) エネルギー関連産業融資

(エ) 観光関連産業融資

第5条第2項中「補助金の交付を受けようとする中小企業者等が、次条の規定による申請時点において、国が制定した健康経営優良法人認定制度の認定を受けている」を「次に掲げる」に改め、

同項に次の各号を加える。

- (1) 市要綱の規定による大和市起業支援資金の保証料を補助対象とする場合
- (2) 補助金の交付を受けようとする中小企業者等が、次条の規定による申請時点において、国が制定した健康経営優良法人認定制度の認定を受けている場合

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定は公表の日から施行し、改正後の同号の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の公表の際、現にこの要綱による改正前の大和市中企業信用保証料補助要綱第3条第2号に掲げる融資制度を対象として市がした交付決定、補助金の交付その他の行為は、この要綱による改正後の大和市中企業信用保証料補助要綱第3条第2号に掲げる融資制度を対象としてされた交付決定、補助金の交付その他の行為とみなす。